令和６年度大阪エコ農産物の残留農薬分析結果について（10月実施分）

大阪府環境農林水産部農政室推進課

１　目的

大阪エコ農産物の安全･安心の確保に向け、農薬の使用状況と残留農薬を調査し、生産者に対して農薬の適正使用の指導を行う。

２　分析期間　令和６年10月28日～10月30日

３　分析農薬の種類　　50農薬

４　検査機関　地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

５　分析結果

５種類の作物について、計10検体調査を行いました。

食品衛生法に基づく残留基準値を超える検体はありませんでした。

表　分析結果

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作物の種類 | エコ栽培基準  (農薬上限使用  延成分回数） | 分析検体数 | 農薬が検出された  検体数 | 検出された農薬の  成分名 | 残留濃度(ppm) | 残留  基準値(ppm) |
| 水稲 | ７ | ４ | １(\*1) | フェリムゾン | 0.18 | ２ |
| フサライド | 0.01 | １ |
| フルトラニル | 0.23 | ４ |
| エトフェンプロックス | 0.03 | 0.3 |
| 温州みかん | 10 | ３ | ０ | － | － | － |
| さつまいも | ０ | １ | ０ | － | － | － |
| さといも | ４ | １ | ０ | － | － | － |
| こまつな | ３ | １ | １(\*2) | ジノテフラン | 0.09 | 10 |
| フルフェノクスロン | 0.05 | 10 |

\*1　エコ農産物の栽培基準の超過**（農薬取締法及び食品としての問題はありません。）**

水稲４検体中１検体で検出されたフェリムゾン、フサライド、フルトラニル、エトフェンプロックスについては、農薬取締法上、水稲に登録があります。しかしながら、今回の残留農薬分析結果により、水稲のエコ栽培基準（農薬上限使用延成分回数：７）を超過したことが明らかになったことから、速やかにエコ農産物としての販売は行わないことを確認しました。

基準超過の原因が、散布機具の洗浄不足と判明したため、当該の生産者に対し農薬の適正使用について指導しました。

\*2　**農薬取締法、食品衛生法、エコ農産物の栽培基準のいずれにおいても問題ありません。**

こまつなで検出されたジノテフラン、フルフェノクスロンは、こまつなに登録があり、適正に使用されたものです。